

墨田区家庭センターの指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区家庭センター 墨田区亀沢三丁目24番2号

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(1年間)

3 指定管理者の概要

名称 一般財団法人墨田まちづくり公社

所在地 東京都墨田区京島一丁目38番11号

代表者 理事長 山崎 昇

(1) 沿革：昭和57年8月設立

(2) 事業の実績(自治体からの受託運営等)

曳舟文化センター(管理運営)、地域集会所・地区会館(指定管理)等

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集等について

本施設は、築後40年(昭和46年開館)を経過し老朽化した施設で、耐震性能が低いため、平成27年度末の廃止が予定されている。このため、指定管理期間を1年に短縮する必要があること、及び廃止にあたって、区との密接な連携を要すること等から、公募をせずに管理・運営を代行させる施設とした。

(2) 選定作業

平成26年10月10日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目の事業提案について審査した。

(3) 選定理由

選定した事業者の事業提案は、老朽化した施設の安全管理や施設の閉館に向けた取組みなど、区が求める業務水準以上であるとともに、区民サービスの充実に資する事業を実施しつつ、区との連携を密に施設の廃止に向けた提案がなされていることから、1年の指定期間であるが、着実な施設運営が十分に期待できるものであった。

以上のことから、本事業者は「墨田区家庭センター」の設置目的に合致するとともに、コミュニティ形成の促進に寄与する着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

ア 子どもから高齢者まで楽しめる複合的施設としての要素を十分に活かしながら、個人利用

のための開放施設を充実させ、事業展開を図る。

イ 本施設を拠点として活動するサークルとの連携を保ち、地域に根ざしたコミュニティ施設として、その役割を果たす。

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上

区が行う閉館に向けた取り組みへの協力として、利用者に代替施設に対する情報を提供する。

音楽団体の活動の支援のために、大型楽器を貸し出す。

イ 効率的・効果的な施設の運営

周知や事務整理等の閉館に向けた取り組みを行う。

施設の廃止に向けて、備品及び施設改修経費の節減を図る。

指定管理料(提案額): 81,364,000円

ウ 事業計画の遂行能力

常駐のまちづくり公社職員で、施設の管理運営並びに事業計画の遂行にあたる。

「苦情等窓口」を設置し、迅速適切な処理を行う。苦情等のうち重要な事項については、常務理事の指示を受け対応する。

審査結果

9名の委員による採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	一般財団法人 墨田まちづくり公社
1 利用者サービスの向上 (40点×9人=360点) (1)利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2)施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3)利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4)利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか (5)協治(ガバナンス)の取り組みを進める提案はあるか	252点
2 効率的・効果的な施設の運営 (36点×9人=324点) (1)施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2)利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か (3)施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (4)提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (5)区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか	221点
3 事業計画の遂行能力 (24点×9人=216点) (1)経営状況及び財政基盤は安定しているか (2)職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3)管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か (4)個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5)災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	162点
合計点(100点×9人=900点)	635点